

ごみの違法な野外焼却はやめましょう!!



●野外焼却は原則禁止

ごみを庭や空き地などで焼却することや、ドラム缶や違法な焼却炉(助燃装置がない、燃焼室が800度以上にならない、煙が漏れるなど)を利用してごみを焼却する行為は、例外となる焼却を除き、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。違反者は、厳しい処罰を受ける場合があります。(5年以下の懲役、1千万円以下の罰金か、併科)

●例外となる焼却

①風俗習慣上や、宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(どんど焼きなど焼却そのものが宗教行事に含まれているようなもの) ②農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(その田畑で生育した稲のわらやもみ殻などを焼却する行為。家庭ごみなどを混ぜて焼いてはいけません) ③たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの ④法令の規定などに従って行われる廃棄物の焼却 ※例外となる焼却であっても、煙やにおいで近隣の方の迷惑になることがありますので、他の手段でごみを処理することができる場合は、焼却を避けてください。やむを得ず焼却する場合でも、風向きや焼却する時間帯などを考えるなど、周辺への配慮をお願いします ※野外焼却の発見や、上記①～④の野外焼却を行う前には一報を!

圃廃棄物対策課(☎252-7152)

下関市消防団協力事業所表示制度について

この制度は、従業員の消防団活動に積極的な協力をしている事業所に対し、消防団協力事業所の表示証を交付するとともに、事業所名などをホームページなどでお知らせするものです。



交付する表示証は、社屋掲示をはじめ、印刷物やホームページへの掲載など、事業所の社会貢献を公表するため、使用していただくことが可能です。事業所のイメージアップにつながりますので、より多くの事業所の皆さんの参加をお待ちしております。詳しくは、

下関市消防団ホームページ(<http://www.sffc.jp/>)で確認してください。

☎直接か郵送で、所定の申請書に必要事項を書いて、消防局警防課(〒750-0014市内岬之町17番1号)へ。

圃消防局警防課(☎233-9112)

経済センサス活動調査にご協力

6月1日、全国一斉に平成28年経済センサス活動調査が行われます。この調査は、事業所や企業の経済活動の状態を明らかにすることを目的とした調査です。調査員が事業所へ調査票の記入をお願いしに伺った際は、協力をお願いします。



ます。

圃総務部総務課(☎231-2413)

第3次下関市市民活動促進基本計画を策定しました

この計画は、市民活動団体の活動を促進するための環境づくりに関するものであり、市の施策の総合的・計画的推進方法を示したものです。計画期間は平成28年度から平成32年度までの5年間です。計画書は閲覧できます。希望者には計画書(冊子)を差し上げます。



▽閲覧場所 〓しものせき市民活動センター、各総合支所、各支所、各図書館、市民文化課、市ホーム

『新しいまちづくり』を推進しながら 20年後の公共施設の延べ床面積を30%以上縮減

『下関市公共施設等総合管理計画』を策定しました

明日を担う次の世代に負担をかけないための計画です

人口減少、少子高齢化などに伴い、下関市においても税収の減少、社会保障関連経費の増大が大きな問題となっています。これに加えて、今後10年から20年の間に更新時期を迎える施設が多く存在し、多額の更新費用が必要となり、今あるすべての施設を保有したまま施設の更新を続けることは困難です。

財政状況が今後ますます厳しくなっていくことが予想されるなか、公共施設を「負の遺産」ではなく、「健全な資産」として次の世代に引き継ぐために、この度「下関市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

計画のポイント (計画はホームページかお近くの支所などで見ることができます)

1. 公共建築物、土木インフラ施設、企業会計施設の全ての施設を対象としています
2. 計画期間は平成27年度から平成46年度までの20年間です
3. 基本目標は「公共施設の延べ床面積の30%以上を縮減」
4. 基本理念は「次の世代に負担をかけない安全・安心な施設を引き継ぎ、魅力ある『新しいまちづくり』を推進していきます」

どんな計画なの?



ページの市民協働参画のコーナー
▽受け渡し場所〓しものせき市民
活動センター、市民文化課
市民文化課(☎231-1830)

満珠荘からのお知らせ

●海峡花火大会開催日(8月13日)
(土)の宿泊予約の受け付け
④40人(抽選) ④1
万4340円(一人1
泊2食) ④5月1日
20日(必着)に、往復
はがきに、代表者の
④(7名)と同伴者の氏名・年齢を
書いて、満珠荘花火大会宿泊予約
係(〒751-0813市内みすみす川
町3番75号)へ。※重複当選なし。
結果は返信用はがきで通知



●季節限定ランチ「山口特産膳」
期5月7日～6月30日
●県内の特産品を集めた
地産地消のお勧めラ
ンチメニュー ④16
50円(1日限定30食)
●満珠荘(☎222-1126)



5月の献血



●8日(日) 11午前10
時～正午、午後1時
15分～4時/マック
スバリュ長府店
●13日(金) 11午前10時～正午、午
後1時15分～4時/アルク小月店
※全日程400ミッド献血限定
●保健総務課(☎231-1426)

**平成28年度課
税分から税額が
変わります。**

●資産税課(☎231-1918)、
各総合支所市民生活課
▷菊川(☎287-4001)
▷豊田(☎766-2953)
▷豊浦(☎772-4012)
▷豊北(☎782-1918)

●原動機付自転車、二輪車等

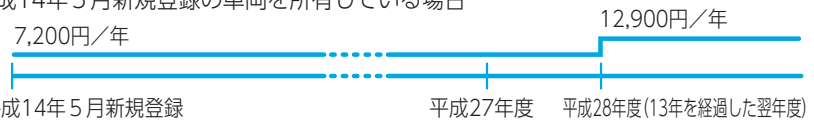
車種	年税額	
	～平成27年度	平成28年度～
原動機付自転車	50cc以下	1,000円
	50cc超90cc以下	1,200円
	90cc超125cc以下	1,600円
軽自動車二輪	ミニカー	2,500円
	125cc超250cc以下	2,400円
二輪小型自動車	250cc超	4,000円
小型特殊自動車	農耕用作業車	1,600円
	その他のもの(リフトなど)	4,700円

●軽四輪車等(三輪以上の軽自動車)
平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものから新税額が適用されます。
平成28年度課税分からその年の4月1日現在、最初の新規検査から13年を経過した車両には重課税額が適用されます。
平成28年度に重課税額が適用になるのは平成14年以前に新規検査を受けた車両です。
※電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引自動車については、重課の対象となりません

車種	年税額					
	旧税額	新税額	重課税額(13年経過)			
軽自動車	三輪	3,100円	3,900円	4,600円		
	四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
			営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
			営業用	3,000円	3,800円	4,500円

重課税率の例

※平成14年5月新規登録の車両を所有している場合



※平成27年5月に新車に買い換えた場合



●軽自動車税のグリーン化特例(軽課)
平成27年4月1日から平成28年3月31日に新規登録された軽四輪車等(三輪以上の軽自動車)で、一定の環境性能を有するものについて、平成28年度分の軽自動車税の税率が軽減されます。

車種	基準税率	年税額					
		税率を概ね					
		75%軽減	50%軽減	25%軽減			
軽自動車	三輪	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円		
	四輪以上	乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
			営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		貨物用	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
			営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円

税率の軽減率(概ね)	対象車(四輪車等)		
75%軽減	電気自動車及び天然ガス自動車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)	電気自動車及び天然ガス自動車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)	
50%軽減	乗用	平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車	平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車
		平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車	平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車
25%軽減	平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車	平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車	

マークの見方

④…対象 ④…日時 ④…期間 ④…場所 ④…内容 ④…講師 ④…定員
④…参加費など ④…持参する物 ④…申込方法 ④…共通事項 ④…問合せ